

## 令和3年第4回浦幌町議会定例会（第3号）

令和3年12月12日（日曜日）

開議 午後 1時30分

散会 午後 5時00分

### ○議事日程

日程第 1 議会運営委員長報告

日程第 2 一般質問

3番 高橋 匠 議員

\*浦幌町における民間事業の継続性

6番 安藤 忠司 議員

\*住宅、店舗等リフォーム補助事業

4番 伊藤 光一 議員

①民法改正と法教育

②通学路の見直し

8番 河内 富喜 議員

\*新型コロナ・ワクチン接種対応とオミクロン対策

1番 沼尾 昌也 議員

\*行政及び民間の事業所における人手不足解消

### ○出席議員（11名）

1番	沼尾 昌也	2番	栗山 博文
3番	高橋 匠	4番	伊藤 光一
5番	澤口 敏晴	6番	安藤 忠司
7番	福原 仁子	8番	河内 富喜
9番	阿部 優	10番	森 秀幸
11番	田村 寛邦		

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

特別職

町 長 水 澤 一 廣

副 町 長 山 本 輝 男

町 部 局

総務課長	獅子原	将	文
まちづくり政策課長	岡崎	史	彦
町民課長	佐藤		亘
こども子育て支援課長	正保		操
保健福祉課長	廣富	直	樹
産業課長	小川	博	也
施設課長	早瀬		実
上浦幌支所長	小林	昭	典
会計管理者	山本	浩	宣
診療所事務長	鈴木		広

教育委員会

教育長	水野	豊	昭
教育次長	熊谷	晴	裕

農業委員会

会長	小川	博	幸
事務局長	坂下	利	行

監査委員

代表監査委員	神谷	敏	昭
--------	----	---	---

○出席議会事務局職員

局長	小島	師	紀
議事係長	川上	信	義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第4回浦幌町議会定例会、本日の運営について、12月6日午後、正副議長出席の下、議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、報告します。

本日の日程は、一般質問であります。一般質問は、通告順に高橋匠議員、安藤忠司議員、伊藤光一議員、河内富喜議員、沼尾昌也議員の5名により6項目の通告がなされております。質問順につきましては、通告順に指名されるよう議長に申入れを行っております。

なお、本日は2年ぶりとなる年に1度の日曜議会の開催ではありますが、新型コロナウイルス拡散防止及び傍聴される皆様を含めた感染予防のため、議場内の傍聴については人数の制限をさせていただいております。また、マスク着用について会議を行うこと、さらに1時間に1回程度の議場内の換気を行うこととしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議員、理事者並びに説明員の方々には傍聴される町民の皆様に分かりやすい質疑を心がけていただきますとともに、活発なる議論を期待して、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○田村議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。また、一般質問は会議規則第61条第5項及び第6項の規定によって、一問一答方式により行い、質問時間については答弁を含め45分以内といたします。なお、制限時間3分前には予鈴を1回、終了では終了鈴を2回鳴らしますので、議員並びに理事者、説明員の皆さんには分かりやすい質問、答弁となるようご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告順に発言を許します。

初めに、3番、高橋匠議員の質問を許します。

3番、高橋議員。

○高橋議員 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

浦幌町における民間事業の継続性についてです。近年町内の民間事業者の自主廃業が相次いでいます。町民の生活に密接に関係する小売店や飲食店の多様性は、暮らしの質や町の魅力に直結するものであり、本町のまちづくりに大きな影響を及ぼすものと考えています。最近ではゲストハウスのオープン、そば屋の事業承継等明るい話題もありますが、総じて飲食店を中心とした町内の民間事業者の高齢化は顕著であり、このままでは近い将来多くの民間事業者が自主廃業される可能性が高いことに町民は不安を抱いているのではないかと推察します。過疎化が進む他の町村でも同様の問題を抱えていると思いますが、公設民営のコンビニエンスストアの設立、飲食店の担い手としての地域おこし協力隊の募集など様々な対策を行っています。民間の事業経営に関して行政としてどのような支援を行うべきかについては議論の余地が少なからずあるかと思いますが、急激な人口減少、少子高齢化の社会環境にあって、行政に求められることは大きく変化してきていると考えています。前述のとおり、民間事業者の多様性は町の魅力に直結することから、活力あるまちづくりや本町のコミュニティ活動の持続性を考えると、そういった事業者を減らさない施策は重要であり、極端な表現を許していただけるのであれば、民間事業の持続性の維持に関してはもはや行政が整備すべき社会インフラの一環だと言っても差し支えないと考えています。そこで、以下の点について伺います。

1、本町における民間事業者の多様性や持続性に対する考え方はどのようなものですか。

2、本町では民間事業の持続性に関する調査等を行っていますか。特に廃業する民間事業者の方は後継者を探す、もしくは土地、建物や設備等を譲りたいとの意思を持っている場合も多いかと思いますが、その実現は簡単ではないと思います。特に住居と店舗が同一の建物である場合、他者への譲渡は難しいと考えますが、そういった事例ごとに将来的な事業承継の意思や希望を持つ事業者数を把握していますか。加えて、土地、建物や設備を譲ることがかなわずに空き家になってしまう理由をどのように考えていますか。

3、設備投資や許認可の関係上、新規創業よりも事業承継のほうがビジネスとして有利に働くこともあるのではないかと思うところですが、事業承継を考えた場合、担い手となる意思を持つ方にそういったメリットを伝えることが大変重要だと考えます。現状で本町ではそういった仕組みはありますか。ない場合、そういった仕組みをつくる必要性をどのように考えますか。

4、血縁や従業員以外への事業承継における担い手について、現在本町の新規創業に占める地域おこし協力隊の割合が高いかと思いますが、移住促進施策による担い手確保などは計画的に取り組むことが難しいかと思いますが、地域おこし協力隊であれば担い手となることを前提とした人材の確保、育成が可能かと考えております。その点についてどのように考えますか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 高橋議員のご質問にお答えします。

1点目の民間事業者の多様性や持続性に対する考え方についてですが、本町には様々な種類の飲食店や小売業者があり、市街地形成や町の魅力及び町民満足度につながっていると考えており、人口減少に歯止めがかからない状況ではありますが、事業継続や事業承継を進めながら保持していくことは、まちづくりを推進する上で極めて重要であると認識しております。

2点目の民間事業の持続性に関する調査の実施等についてですが、民間事業の持続性に関する調査については雇用の確保、事業承継者の発掘、定住移住促進を目的とした就業チャレンジ事業を進める前段として実施したアンケート調査において事業継続に関する質問を設け、調査を実施しました。回答のあった商工業者33事業者のうち5事業者が後継者が欲しいと考えていると回答しており、後継者を探している事業者については就業チャレンジ事業等において後継者確保に向けた支援を図ってまいります。また、事業継続や事業承継についての意思確認については引き続き就業チャレンジ事業を実施する中で各事業者へのヒアリングや関係機関との連携により事業者の意思を把握してまいります。なお、空き店舗になる理由についてですが、空き店舗を所有する事業者に実施したアンケート調査においては、空き店舗の多くは店舗兼住宅のためトイレ等が共有となっており、店舗のみでは貸せないや住宅に住み続けたいとの回答があり、店舗兼住宅の賃貸や売買は課題が多いと認識しております。一方、近年においては空き店舗への需要が高い状況でありますので、空き家、空き地バンク活用のおっせんや店舗兼住宅の賃貸や売買の課題解決に向け検討が必要と考えているところです。

3点目の事業承継についてですが、町内中小企業者の円滑な事業承継を図ることを目的として本年度より浦幌町中小企業者経営承継事業補助金を創設したところであります。また、事業承継に関する相談があった際には浦幌町商工会、帯広信用金庫及び公益財団法人北海道中小企業総合支援センター北海道よろず支援拠点の専門員に意見を照会するなど関係機関と連携して支援してまいります。

4点目の地域おこし協力隊制度を活用した担い手の確保についてですが、過去に飲食業の担い手確保に向け地域おこし協力隊制度の活用を検討し、関係機関と協議をした経過はございますが、実施までに至らなかったため、就業チャレンジ事業の体験者を地域おこし協力隊に登用するなどの方策を含め、引き続き担い手確保に向けた対策を検討してまいります。

以上、高橋議員の答弁といたします。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 2点目の後継者を探す、もしくは土地、建物や設備を譲るということについてもう少し具体的に質問させていただきたいと思っております。

確かに答弁いただいたとおり、住宅と一緒にしているものというのはいろいろ課題が

多いのかなとは考えておりますけれども、現在住宅と一緒にはないものの空き店舗になってしまっている数というのはどの程度でしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 住宅と一緒にいるそういった空き店舗の数についてはこの場に資料を用意してございませんので、今お答えをすることができません。申し訳ございません。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 町内を歩いて見ている限りでも、何をもって多い、少ないというところありますけれども、やはり何店舗かあるのかなと思っています。ちなみに、そういった空き店舗になってしまったところというのは様々な経緯があるとは思っておりますが、やはりもともとそこで事業されていた方々はもし譲れるのであれば譲りたいという意思はお持ちかと思うのですけれども、その点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 現在空き店舗になっているところ、それにつきましてはそれぞれの事業主の方々、それぞれのご事情により経営を廃業されまして、その時点において後継を探されたのかどうかというところまでの調査というものは行っておりません。ただ、自己所有物として空き店舗のまま置いておくということよりは何かの活用につなげていただければと意識を持たれている方が多いのではないかと考えております。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 そういった場合、やはり担い手をどう探してくるかというところが重要になってくるかと思うのですが、現状土地、建物、設備を何百万円単位のお金で買って事業を始めるといのはやはりかなりリスクがあるというか、見通せないというところが多いのかなと思っています。そこで、イニシャルのリスクを低減してあげるといいう施策について僕は重要だと思っているのですけれども、そういったところどのようにお考えですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 そういった事業を始められる方、もしくは事業を承継される方、それぞれの方々のための施策としまして、新規創業支援事業でありますとか今年度から創設しました事業承継事業、そういったものを活用いただければということで、今制度を設計したところでございます。当然担い手の方、その方々をどう求めるかというところが一番重要でありまして、それは大きな課題の一つだと捉えています。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 現状新規創業の補助金ですとか、そういったものがあるのは承知はしているところではあるのですけれども、やはり2分の1の支援で土地、建物、設備含めて例えば500万円以上するというときに250万円補助します、では残り250万円自分で払ってください

というやり方、もちろんそれも大変ありがたい話ではあるのですが、それというのはその事業を専属でやる方を想定しているのかなと思います。ただ、今、これ浦幌町だけではもちろんないですけども、専属でほかの地域から移住してきて、その事業だけでやっていく方で今の事業者数を維持しようというのはかなり難しいのではないかなと思っているのですが、その点どのようにお考えですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まず、新たに浦幌町において新規創業を求められる方というのはある程度町の状態であったり、町の状況というものを把握されて、新規創業をされるのではないかと考えております。そういった面において、一定程度のご自身での経営計画というものも立てながら新規創業というものを始められることであろうと。その場合に町としては新規創業の支援というものを今行っているところでもございます。また、一方事業承継と、今議員のおっしゃられるとおり、新規創業に当たりましては大きな費用がかかるわけでもございます。その部分についても十分に熟慮されて、始められる、そういった方に対しての支援としてそういった形を行っておりますし、大変大きなリスクがありますけれども、我々としてもそういった場面におきましては相談といいますか、関係機関も含めて創業に当たっての経営戦略的な部分のご相談、そういったものには常に向き合ってお相談に応じてまいりたいとも考えております。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 新規創業でその事業に専念してという表現をした理由としましては、今浦幌町で農業をやられている方が例えば飲食店をやってみたいと。自分が専従でやることは難しいけれども、人を雇用しながらであればやってみたいけれども、イニシャルのリスクが高過ぎるとやっぱりちょっと難しいよねという判断をされるというケースもあるのかなと思っております。イニシャル、土地、建物の新規創業で2分の1ではなくて、例えば貸したい人と借りたい人がある程度いる場合、そこに、もちろんもともとそこで事業されていた方は売ることを希望されているとは思うのですが、そこに一定のインセンティブを行政としてつけるということは私はできるのではないかと考えています。具体的には例えば借りる方が決まっている場合、その固定資産税分を補助する、もしくは減免するですとか、借りる場合の家賃を多少補助するですとか、要はイニシャルコストを回収できる事業ができるかどうかというのを試す期間を設けるということはそう難しいことではないかなと思っているのですが、その点いかがお考えですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 今の試行期間、あえてちょっと試行期間と表現をさせていただきますけれども、もともとの建物、空き店舗をお持ちの方と事業なさろうとする方、当然その間の両者の思いが一致しないと前に進まない場面がまずはあるかと思えます。そういったあ

る意味仲介的なもの、そういったものに関しましては事業を創業したいと、そういったお考えをお持ちの方は気軽に我々のほうにまずはご相談いただいといるところの対応というものは率先してやってまいりたいと考えています。

次に、おっしゃられました新しい今現在はない制度であります、例えば住宅の賃貸が成立したとした場合の支援でありますとか、取得した場合の固定資産の減免ですとか、そういったものについては今現在、今この場でそういう方向性についてのお答えは差し控えさせていただきますけれども、一つの検討材料としてご意見のほうは承りたいと考えております。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 チャレンジをするハードルを下げるといのがチャレンジが生まれる秘訣だと私は考えておりますので、もちろん事業する上で本人がリスクを取るというのは当たり前なのですけれども、そのリスクを取りやすくしてあげる、もしくは失敗したときにそこまで大きなダメージが来ないような制度設計をするといところについてご検討いただければと思います。

次に、3点目について質問をさせていただきます。新規創業ではなく、事業承継のほうビジネスにとって有利に働くメリットが多いのではないかという点についてなのですが、ご答弁の中で相談があった場合には関係機関と相談をしてというようご答弁をいただきましたけれども、まずは相談をどうやって増やすかといところが非常に重要なのではないかなと思っております。やはり相談を増やすに当たってどういった情報がそこに集約をされていて、どういった情報が提供できるですとか、そういったことを周知することが重要になってくるのではないかなと考えてはいるところなのですが、その辺りどのように考えていますか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 これまでは確かに我々の立場といたしましてはそれぞれ事業を始めたいとおっしゃられる方、そういった方のご相談を受け身の立場としてご相談があった場合にそれぞれの機関、信用金庫さんでも今そういった事業承継のほうにも力入れておりますし、商工会を通してそういったアドバイスを受けられる、そういった制度もございます。そういったものに対してのお手伝いというものは我々としては当然率先してやるべきであろうと思っております。ただ、今おっしゃられたように、我々のほうからこういった事業始めませんかですとか、そういったお考えをお持ちの方々は随時ご相談くださいという特別なPRというものが今現在の状況においてどこまで必要なかといところについては私としては、むやみやたらとそういった表現の広告をするといところは今は差し控えたいかなと考えています。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 ご答弁の中で就業チャレンジ事業やっていたらありましたが、やは



りそれって担い手をどう確保していくかですとか事業者数をどう担保していくかということ

を目的にしている事業なのかなと考えているのですけれども、その点いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まさに就業チャレンジ事業のほうは就業過程、御希望される就業形態、そこに参加していただいて、町に来ていただいて、そういった業種をどうやったら始められるだろうか。当然次のステップといいますか、就業チャレンジ事業での体験をきっかけとして次の場面に移るような場合もあろうかと思えます。そういった場合につきましては、体験された皆さんに対しては引き続き就業支援というものは行っていくというような周知といいますか、そういったものは提供できるかなとは考えています。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 それであれば、やはり取りに行くというか、そういった方々を集めてくるというところにも力を入れたほうがいいのではないかなと思っているのですが、事業をするということに当たってやはり情報をどう取るかというところはすごく重要だと思います。もちろん来て3年住んでみれば分かるというところはあるかと思えますけれども、ではその3年の間どうやって食っていくのというところもあるかと思えますので、やはりある程度そういった、例えばこの事業者さんは食品加工業者でこういった許可を持っていますとか、新規創業の場合だとこのぐらい、どこまでやるかというのは議論が必要だとは思いますが、新規創業の場合のメリット、デメリット、事業承継の場合のメリット、デメリットというところの情報の整理とその発信というところぐらいは必要ではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 そちら、新規創業が、それぞれのメリット、デメリットというところで行きますと、私の個人的な捉え方になってしまうかもしれませんが、新規創業においては、やはり先ほどおっしゃられたように、一時的な投資が大きなものになってしまいますので、その後の経営的なものによるデメリットというところの、融資が受けられる、受けられないというところ含めてデメリットとしてのマイナス面があるかと思えます。また、既存の事業主の方から引き継ぐという上ではそういった方のこれまでの事業実績でありますとか信用性でありますとか、あとはこれまで設備されてきた施設を継承できる、一般的に掛かるそういった金銭的なものについても優位性はあるかと思えます。そういった中で事業者さんが自らやはりお考えになられて事業始められるわけですから、その形態によって新規創業を選ばれる方、考えられる方、また事業承継を選択される方、その選択の場面においてのアドバイスといいますか、ご相談には当然乗っていかなければなりません、こちらからこの業種においてはこういったところあるので、事業承継のほうがいいのではないかなというような、そういった個々のまず特定を、紹介する場面も、特定をするという

ころが非常に難しいのかなと私としては考えます。将来的に事業承継をする、したいと、そういった限定的な形態が定まっているのであれば、そういったことのお伝えということも当然、募集ということもできるかと思えますけれども、そういったものの業種的なものも決まっていない段階で一概に新規創業がデメリットが多くてといたしますか、新規創業においてはこういったメリット、デメリットがあつて、事業承継においてはメリット、デメリットもあると、そういったものを一概に表現するというのはなかなか難しいのかなと考えています。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 私が意図しているところとして、外から、浦幌町外から浦幌町に来られて事業始める方ということ前提にしてお話をさせていただきたいと思うのですが、やはり情報がちゃんと集まっているか集まっていないかというところは、どこに行くかということを考えている方にとってかなり候補に入る、入らないというところに大きく影響してくると思います。来て自分の足で調べるとするのが当たり前だといえども当たり前かもしれませんが、今人口減少で悩んでいるどこの町村も来てほしいというところがあるので、そういったところの情報がちゃんと整備できる場所というのはやはり注目もされますし、結果として来ないという結論になったとしてもやはり行く候補には入ってくるのではないかなと思っています。その点どうお考えですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 浦幌町としてどういった事業に求人といいますか、求めているか、そういったものを特定することができたとすれば、そういった情報を整理して、こういった業態に参入する方いらっしゃいませんかというような表現というものはできるかと思えます。しかしながら、浦幌町全般にそういった後継を求められている方、各産業分野それぞれでそういった課題が今あると私としては認識をしております、特定の部分に対してそういった情報をまとめるというのは非常に難しいかなと。そういったものの中から情報を発信するという上では今おっしゃられました就業チャレンジ事業、その中で協力いただける方に、まずはそこから始めるわけでありまして、そういった情報を発信するところが今議員のおっしゃった外へ情報を伝えるということのきっかけの一つになるかと私としては考えています。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 私は何も行政が全て手取り足取りやってほしいというお話をしているわけではなくて、やはり行政として果たすべき役割の線引きは必要だと思っております。その中でやはりそういう情報の整備をするのですとか、あと相談窓口をちゃんと整備しておくのですとか、そういった初めに情報に触れる機会になるというところ、もしくは新規創業、もしくは事業承継を志している方が浦幌町の産業課に来ればある程度の情報、あともしくはどこに相談すればいいかというのが分かるという体制整備、そしてここに来ればそういうこ

とが可能ですよという情報発信までが行政の役割かなと思っているのですが、その辺りどのようにお考えですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 窓口として当然産業課のほうになるわけでございますから、どこに尋ねればそういったご相談に乗れるか、情報得られるか、そういったものの周知というものは必要だろうとは思いますので、その点については今後どういった方策が、どういった表現の仕方がいいのか、そういったところも含めて検討してまいります。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 次、4点目に移らせていただきます。

ちょっと3点目とも絡んではくるのですが、まず地域おこし協力隊制度で飲食業の担い手確保に向けて検討されたことがあるというご答弁をいただきましたけれども、そちらはどういった経緯で実現に至らなかったのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問ですが、協力隊全般的な部分はまちづくり政策課が担当しておりますので、若干経過についてご説明をさせていただきます。

過去に例があったというのは、同じく商工関係の飲食店の後継者がいないということで、このままだとそこのお店がなくなってしまうというおそれもあったものですから、協力隊の制度があれば担い手として確保していく方法もあるよということで産業団体のほうとの協議をさせていただきましたけれども、どのようなコーディネートをしていくのとかいろんな課題となる部分が多くて、その協議だけでは解決しなかったということで、そのときも後継者として協力隊が担えないかという部分での認識としておりましたが、その時点では話がまとまらなかったということで、課題を今後に向けて解決していきましょうということで終わったということでございます。

以上です。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 では、飲食業の担い手としての地域おこし協力隊というのは、今後というか、現在もやる方向で進めているという理解でよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問ですが、将来的にはそこのお店に入るような形で協力隊というのは充てていきたいと思っておりますが、産業課のほうで新しく制度ができました就業チャレンジ事業、そういうことでステップを踏んだ方がこれならば協力隊としてやっていけるのだというような形ができていけばいいなと思っておりますけれども、安易に協力隊を募集するという部分ではいろんな方が来られるというリスクもありますの

で、やはりステップを踏んだ中で協力隊を活用という形で考えていきたいと考えております。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 現在やはりコロナ禍で飲食店を廃業されている方というのが都市部に数多くいらっしゃるかと理解をしております。こういった浦幌町というような地域、あえて田舎という表現をさせていただきますが、そういった地域の飲食業とやはり都市部の飲食業ではそもそもの考え方が違うのかなと私は考えております。もちろんやることは一緒なのですが、浦幌町で飲食業やっていく上で物すごくもうかるということは、やはり人口規模から見ると難しいのかなと。ただ、やはりかなり安定したという表現が合っているかどうかあれですけども、ほとんどリピーターのお客様で、一見さんを取っていくという飲食業のやり方ではないのかなと。都市部でコロナ禍等々もろもろあって、飲食業というのはコロナ禍以前から廃業がかなり多い業種の一つでありますので、浦幌町で飲食業をやるということがどういうことかというのを、そういったところを経験していただく機会というのはあったほうがいいのではないかと考えております。就業チャレンジ事業というのが今年情報収集で、来年からということですが、そういったところに触れる機会をつくっていくということは考えられていますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まさに浦幌町の飲食店の在り方、そういったものを体験、体感しながら理解をしていただいて、一番望ましい形態としてはやはり飲食店経験者の方がこのサイトを通じて浦幌町に興味を持っていただいて、実際にどこかの飲食店で就業体験をしていただいて、そことマッチングできれば一番これは理想の形態ではあります。または、違う場面として浦幌町にいらっしゃった方であったとしても、浦幌町の町、暮らしを体験していただければそういった今の浦幌町の飲食店の形態、そういったものを知っていただく一つにもなろうかと考えておりますので、まずはそういった候補となるような方が浦幌町に来ていただけるようなきっかけづくり、そういったものから始めていければと考えています。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 そういった方々に情報を届ける、もしくは……今恐らくコロナ禍がちょっと落ち着いてきている時期ではあると思いますが、ただやはり先行きは全然不透明だという形ではあります。そういった環境の中で地域に行って飲食店をやってみたいと思われる方はコロナ禍前よりは多いのかなと考えておりますので、そういった方々にアプローチをするというのはやはり、ちょっと表現があれですけども、今がいい機会なのかなと考えております。そういったことも含めて就業チャレンジ事業について来年度以降取り組んでいただければなと考えております。答弁は不要です。

以上で終わります。ありがとうございました。

○田村議長 これで高橋匠議員の一般質問を終わります。

次に、6番、安藤忠司議員の質問を許します。

6番、安藤議員。

○安藤議員 通告に従いまして、一般質問を行います。

住宅、店舗等リフォーム補助事業について。浦幌町住宅リフォーム補助及び店舗等リフォーム補助事業について、それぞれ平成23年7月、平成28年4月から定住人口の確保、地域経済の活性化を図ることを目的として公布され、町民に大変好評な補助事業となっていると認識しております。これら補助事業の要件等についてその内容の変更を検討できないか、次の3点について伺います。

1、補助対象として住宅リフォーム補助金、店舗等リフォーム補助金ともに工事に要する費用が消費税を含めて50万円以上となっていることから、リフォーム工書の費用が50万円以上とならない工事の場合は対象外となります。この補助対象工事の費用について、例えば30万円以上とならないか伺いたいと思います。

2、補助金の限度額について、住宅リフォーム補助金は1棟につき50万円、店舗等リフォーム補助金では1棟につき100万円となっており、さらに補助金の交付については住宅リフォーム補助金の場合は同一人について1回限り、店舗等リフォーム補助金の場合は同一店舗ごとに同一人について1回限りとなっているが、1回の補助金交付でそれぞれこの限度額に達しない場合については限度額まで2回以上の交付ができないか伺いたいと思います。

3、補助金の対象となるリフォーム工事に主たる住宅、店舗等に附属する駐車場や倉庫部分などの工事も含めて対象とするように検討できないか伺いたいと思います。

以上です。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 安藤議員のご質問にお答えします。

住宅、店舗等リフォーム補助事業についてであります。1点目の補助対象工事金額の引下げについて、住宅リフォーム補助金に関しましては居住環境の整備への支援を通じて地域経済の活性化や定住の促進を図ることを目的に実施しています。定住促進を目的としていることから、耐久、耐震、バリアフリー性能など建物全体を維持、性能向上させ、住宅を長期に使用可能とする長寿命化リフォームを推奨しています。このため、補助対象となる工事金額に一定程度の規模を求め、また利用回数に制限のあることから、将来の生活を見据えた工事を推進するためにも現制度を維持したいと考えております。店舗等リフォーム補助金に関しては、定住人口の確保並びに地域経済の活性化を図ることを目的に実施しています。住宅リフォーム補助金同様に補助対象となる工事金額に一定程度の規模を求めており、将来の営業活動を見据えた工事を推進するためにも現制度を維持したいと考えております。

2点目の補助の利用回数の制限について、住宅リフォーム補助金に関してはこれまで

232件の利用をいただいています。令和2年の国勢調査結果では、町内の一般世帯の持家は1,295世帯であり、この数値を用いた場合、町内持家世帯における利用率は18%程度となります。また町内の8割以上の持家世帯が利用されていない状況であります。また、今年度においても補正予算を編成し、一般財源を投入している状況にあり、利用は好調であることから、当面は現制度を維持しつつ町内世帯の利用割合が一定程度上昇し、利用件数の減少など利用が低迷する状況になりましたら検討したいと考えており、1点目と同様に利用される町民の皆様には中長期的な視点に基づいた利用をいただきたいと考えております。店舗等リフォーム補助金に関しては、これまで13件の利用いただいています。リフォームの実施方法は中小企業者の経営規模で異なり、経費の負担軽減として複数年に分けてリフォームを実施するケースが多くあることから、事業継続を支援するため利用回数制限を撤廃し、補助金上限額まで利用できるような制度の見直しを行ってまいります。

3点目の補助対象工事の拡充について、住宅リフォーム補助金に関しては本年12月に浦幌町住宅リフォーム補助金交付要綱を改正し、これまでの住宅に関わる増築、改築、修繕工事のほか、通路、舗装整備工事、車庫、カーポート、物置等の設置工事など住宅と一体となって住環境を向上させるための外構工事を補助対象工事に加えました。令和4年度実施分より対象となります。店舗等リフォーム補助金に関しても住宅リフォーム補助金と同様に令和4年度実施分より外構工事を補助対象に加えるような制度の見直しを行ってまいります。ただし、個人、法人等の資産形成に公費を投入することは、特定の政策目的を実現するために限定的で慎重に実施すべきであると考えております。今後も政策目的に対する事業効果を検証しつつ適宜見直しを図ってまいります。

以上、安藤議員の答弁といたします。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 それでは最初、1点目の関係から質問したいと思います。50万円でございますけれども、今工事費が。それを30万円程度にならないかと。やはりこれ私も家建つてもう40年以上たちますが、部分、部分で工事をというか、修繕をやらないとならないというものが結構出てきます。やはり塗装だけやるといっても30万円程度、40万円、そのぐらいで終わると。もう一息で50万円なのだけれども、そこまできかないとなると補助対象にはならないということがございます。最近住宅建てられている方は、今の住宅金融公庫の貸付けの関係も35年という長期間で貸付け行っています。私が建てた頃には20年、25年の償還ということでやってきました。40年ですから、もう私も増築したり、いろいろ修繕もしたり、やっております。ここ10年ぐらいはやっていない。ちょうど住宅の関係のこの要綱ができたのが大体10年ちょっとぐらいになると思うのですが、今後これを本当に利用もしていきたいと思いますが、どうしてもそういう少額な工事費について、建築業者がたくさんいればまた別なのかもしれませんが、最近建築業者も数が減ってきていると。そういう建築の塗装業者とか板金屋さんとか、そういうところに頼んだ場合にはそういう50万円までいかないということで、その辺についてもう少し考えていけないのかどうか。

それで、この店舗のほうも同じなのですが、店舗についても先日、商工会と一般会議を行いました。その中でやはりこの50万円のやつが30万円ぐらいにならないかどうかということが商工会の方から出ていた意見でございます。私も住宅のほうも見たときに限度額が違うだけで、大体要綱の内容は同じでございます。この辺もそう町民から見直しをしてくれと言ってくるときにやはりもう少し検討していただけないかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ただいま町長の答弁にもございましたが、まずは定住対策として長く浦幌町に住んでいただく。長寿命化を兼ねた改修について少額ではなく、50万円以上の金額及び町内の建設業者が行うリフォーム工事について補助対象として移住定住の中の一環として制度創設時より事業を進めているところでございます。そのため、住宅リフォーム補助金に伴う限度額についても現行の制度のまま維持するという考えでございます。

以上です。

○田村議長 産業課長。

○小川産業課長 店舗リフォームのほうにつきましては産業課の担当でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

住宅リフォームの制度が始まった後、平成28年から同様な形として店舗リフォームの補助事業を始めさせていただきました。基本的な概念といたしましては、住宅と何ら変わるものではございません。住宅のほうが定住、移住の促進、こちらの店舗リフォームのほうにつきましては事業を継続していただくと、そういったものを目的として一定程度大きな改修に要するもの、そういったものについてのものでございます。当然店舗等それぞれ事業者お持ちの自己財産でございますので、一定程度通常の一部に限られた限定的な自己財産、その維持補修というものはそれぞれの事業者様において行っていただくということが大前提でございまして、それに加えて若干大規模な、少し規模が大きくなった、そういったものに対して町が支援を行っていくべきであろうと。そういったものに対して補助を充てていこうと、そういった考えの下に制度をつくってきたという経過がございますので、現在50万円と設定してございますが、その額につきましては一定程度大きなものという考え方で50万円と設定をしてございますので、この下限の対象額、こちらについては今後におきましてもそういった観点から50万円で継続して制度としては行っていきたいと考えています。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 店舗の関係も先ほども申し上げましたが、商工会などこういう要綱をつくる段階で協議されていないと、町が勝手につくったのだというお話を聞いております。この辺が本当かどうかというのは私も分かりませんが、ちゃんと相手がいることですから、

こういう大事な要綱をつくる時には相手方とやっぱりある程度協議をしていただきたいなと思います。住宅の関係についても、今町の審議会等もございますが、その建設部会とかいろいろありますけれども、やはりそういうところにも諮って、本当にこの50万円でもいいのかどうかということも協議していただきたいなと思います。その辺についてお伺いします。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 ただいま安藤議員からご質問のあった件ですけれども、まずそれぞれ要綱ができて、10年以上経過した中でこれまでいろいろな町民の方々や、それから店舗リフォームに関しましては商店街の方々にご利用いただいていたと捉えています。それで、この要綱をつくるに当たって商工会との協議があったかどうかということですので、10年以上経過していますので、私詳細は分かりませんが……

(「平成28年」の声あり)

○山本副町長 失礼しました。ただ、協議の経過とか詳細についてはちょっと今私ども把握できていませんので、きちんとお答えはできませんが、それで住宅リフォームができた後に店舗についてもそれぞれ老朽化してきている部分があるということで町の内部でも相談させていただいて、できた後は商工会のほうにもご説明させていただいたりとか、それぞれ会員の方に周知いただいていると考えています。ただ、今、年数がたった中で実際ご利用する中でそういったご意見もあるということで、私どもせんだって商工会の理事の方々とは意見交換させていただきましたので、そのときそういったご意見も賜りましたけれども、そのときは、先ほどから答弁させていただいているとおりに、現状のままを進めさせていただきたいということでお答えさせていただいているところでございます。また、住宅リフォームについて今回安藤議員からこういったご質問があった中で、総合振興計画審議会等の場面で、そういったご意見までは私のほうでは把握していませんので、恐らくなかったのではないかなと思いますが、今後審議会の中でもそういったご意見があるのかどうかということも、今日、今回こういった一般質問ということでご意見がございましたので、そういった機会は設けてまいりたいと思いますけれども、先ほど産業課長、施設課長から申し上げたとおり、それぞれ両方とも50万円以上ということになっておりまして、答えが重複するような形になるのですが、私どもの捉え方としても定住対策を進める中で、20万円、30万円が小規模とは言い切れない部分がありますけれども、一定程度金額がかかるものに対して補助をしていこうということで制度設計させていただいたものですから、その点については大変申し訳ありませんが、ご理解いただきたいと思います。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 先ほどの工事の関係ですけれども、塗装工事については30万円、ほかのちょっとした屋根の修理でそれが20万円だということで、合わせて50万円以上になったよ。建築のそういう業者と契約というのはできるのですか。



○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 住宅リフォームの補助金の施工業者につきましては、あくまでも元請業者1社との申請と。申請者と施工業者との契約に伴った1社との契約に基づいて役場のほうに申請していただくという形になっておりますので、板金屋さん、塗装屋さんとかという数社がいたとしても、その合計のどちらかの元請業者により申請していただくという形になっておりますので、その合計の金額が50万円以上のものを対象とするという制度でございます。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 建築工事の場合、建築の業者については請負業者ということであれですけれども、そういう板金だとか塗装とか言われる業者、そういうのを合わせて合計幾らという契約というのはこれ建設業法上どうなのかというのがちょっとここでは私も分かりませんが、その辺について後で調べておいていただければと思いますけれども……答弁はよろしいです。

次に、2点目の関係についてでございます。店舗のほうについては補助金、上限額まで利用できるように制度の見直しを行ってまいりますということで、前向きな答弁でありがたく思っております。住宅のほうについて現在は相当利用が多いと。利用少なくなったら検討したいと。これ利用が多い、少ない関係なしでこの限度額というものは、補助率20%から逆算すると250万円の工事費となりますから、この辺についてやはりもう少し、店舗のほうがいいのであれば住宅のほうももう少し考えていけないのかどうか伺いたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。

住宅リフォーム補助金に伴う補助対象交付者につきましては、住宅リフォーム補助金交付要綱において同一人において1回限りとするということになっております。このことにつきましては、ただいま町長の答弁にもございましたが、まずは多くの町民に利用していただきたいということ、そのために2回については認めるのではなく、利用割合が上昇するような取組をした中で皆さんにまずは使っていただくということを前提に考えております。まだ18%程度となっておりますので、それについての利用促進という考えで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 その辺分かるのですけれども、利用促進ということであればもう少し、1回だけだよと言わないで、皆さんも住宅、持家持っておられる方はそうだと思いますが、大体10年に1回ぐらいはどこかここか修繕しないとならないというところ出てくると思うのです。これが木造の住宅、私40年と先ほども言いましたが、そのぐらいたっているとやは

り10年に1回といったら4回も実際あちこち直しております。ですから、これ1回というのは本当に正しいのかどうかということもう少し、店舗も限度額までいいよということになればもう少し考えていただければと思います。これも分かりました。

次に、3点目の関係で、外構工事等を補助対象工事に加えるということで、これについて金額とかというのは限度額までいいのかどうか。この実施時期、住宅については4年度実施ということでございますが、店舗のほうもすぐこの辺見直すということでよろしいのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 店舗リフォームのほうにつきましても住宅リフォームと同様に令和4年4月以降実施分から対応できるように制度の見直しを図ってまいります。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 金額について、住宅と店舗と限度額でいいのかどうかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。

外構工事に伴う補助対象工事の金額の割合につきましては、全体の補助対象工事金額のうち30%以内を外構工事のものと考えております。つきましては、住宅リフォーム工事の全体を100としたうちの70%は住宅リフォームの工事、30%以内が外構工事という形を考えておまして、基準額については今までと同じという形で考えております。

以上です。

○田村議長 産業課長。

○小川産業課長 店舗リフォームのほうにつきましては、まだこれからその内容については見直しを始めていく場面ではありますが、基本的には住宅リフォームと同様の観点を持って改正、見直しのほうを進めてまいりたいと考えています。

○田村議長 これで安藤忠司議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時49分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

次に、4番、伊藤光一議員の質問を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

質問は項目ごとに行います。項目1、民法改正と法教育。民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳となることから、その影響を受けるとされる成人式等の式典の挙行及び小中学校の法教育について以下の点について考えを伺います。

1、成人式等の式典はこれまで20歳を対象に行われているところ、成年年齢の改正により成人式における対象者をどうするかについて各自治体にて議論が行われ、既に令和5年以降の成人式等の式典開催方針を発信している自治体が数多く存在しております。これら自治体においては、成人式の対象者をこれまでどおり20歳としているところがほとんどであります。仮に本町においても20歳を対象とする場合、18歳から2年も経過した20歳になった時点において成人式等の式典を行う趣旨や意義について改めて議論が必要になると考えております。また、その開催方針については早めに情報発信をしなければ衣装業者、美容室等関係事業者の準備にも影響を与えることは論を待ちません。そこで、本町において令和5年以降の成人式等の式典対象者をどうするのか及び式典の意義や開催方法について議論が行われているのか否か、もし行われているのであればその内容並びに令和5年以降の成人式の式典開催方針の発信時期についてお伺いいたします。

2、前述のとおり、成年年齢の変更に伴い今後は今まで未成年者として保護されていた18歳、19歳の方々の消費者被害の増加等が懸念されております。また、本年5月には少年法の改正による厳罰化の影響を受け、今後は犯罪を犯した18歳、19歳が検察より起訴を受けた場合には氏名が公表されることになるそうです。思うに未成年者であっても例えば生活用品を購入すれば売買契約を、汽車に乗車すれば運送契約を締結するなど、意識するまでもなく法律行為は日々行われており、また人を傷つけてはいけない、人のものを盗んではいけないなど知らず知らずのうちに法に基づいた社会行動を行っていることは事実であります。前述した消費者被害防止の観点や刑事手続の厳罰化の流れを鑑みると、今後未成年者の法教育はますます重要になってくると考えております。また、先日の新聞にて報道されたとおり、刑事裁判において成年年齢の改正に伴い18歳から裁判員に選任され得ることになり、裁判員に選任されれば被告人に対し死刑や無期懲役等の刑を科すことを判断しなければならず、18歳や19歳という若い年代の方々が他人の生命や人生に多大な影響を与える役割を担う存在になることを考えると、早期法教育はもとより、今後はより一層具体的及び実践的な法教育を行う必要があるのではないのでしょうか。そこで、現在小中学校においてどのような法教育が行われているのか、その具体的な法教育の内容と今回の成年年齢の改正を受けて今後はどのような法教育を行おうと考えているのかお伺いいたします。

○田村議長 答弁願います。

教育長。

○水野教育長 伊藤議員の1項目めのご質問にお答えします。

1点目の令和5年度以降の成人式の挙行についてであります。現在式典対象者の年齢や式典の意義、開催方法について検討を行っており、現状では令和5年以降の成人式の対象者は従来どおり20歳とすることを考えております。その理由といたしましては、仮に18歳を対象とした場合、受験や就職活動のため多忙であることに加え、経済的負担が大きい時期であり、式典参加に係る負担が過大となることが推測されます。また、今回の民法改正で成年年齢は18歳となりますが、飲酒や喫煙などの年齢制限は20歳のままであることから、これらの行為が可能となる20歳に改めて社会人としての責任を自覚する機会として式典を行うことに重要な意義があると判断しているところです。令和5年以降の式典の実施時期につきましては従来どおりとするなど今後速やかに開催内容を決定した上で、12月中に町ホームページやメール配信サービス、公式ラインと併せて1月末発行の広報2月号により幅広く周知してまいります。

2点目の小中学校における法教育についてであります。各学校における授業の内容につきましては文部科学省から告示された学習指導要領を基本に各学校が学校教育計画や教科の目標、各学年の指導の重点等を定めた教育課程を編成し、これらに基づき授業を行っております。具体的な法教育内容につきましては、小学校においては家庭科の授業で買物に関連し契約の法律を学ぶ内容や社会科の授業では憲法、政治、選挙といった内容を学んでおり、中学校においては社会科、公民科の授業で憲法、政治、選挙を学ぶほか、権利、消費、契約など幅広い範囲で法に関連した授業を行っております。また、特別な教科、道徳の授業において法や決まりの意義を理解し、それらを進んで守るといった遵法精神や社会の秩序と規律を守る公德心など生徒自身が主として集団や社会に関わっていく上で必要とされる法と社会の関係性について自ら考え、討議する学習活動を通し学んでおります。成年年齢が改正されたことは児童生徒においても身近に感じる出来事であり、法教育を通して社会で求められる資質や能力を育むことはとても重要であると認識していることから、今後の法教育につきましては学習指導要領の内容を十分に踏まえ、指導において確実に反映されるよう教育委員会といたしましても教育課程編成の内容確認や各学校の連携を図ってまいります。

以上、伊藤議員の1項目めの答弁といたします。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、成人式の開催についてなのですが、全国でも非常に問題になっておりまして、国においても成人式の時期や在り方等に関する分科会が設置されています。そこから報告書が公開されているのですが、その報告書の中で成人式の対象を18歳とすべきという意見がありまして、その意見として成年年齢が18歳に引き下げられることから、成年となったことの自覚を促すための機会としてできるだけ早い時期に成人式を行ったほうが、実施した

ほうがいいという意見がありました。もう一つ、成年年齢の引下げから数年が経過し、18歳で大人になるという認識が社会に定着すれば、成人式の対象者も18歳とすることが自然になると考えられる、こういう2つの主な意見がございました。逆に言うと、今後もこれまでどおり20歳を成人式の対象とすると、18歳から成人であるという自覚が薄れるという危険性、可能性が出てくると私は考えられます。また、答弁において対象者を仮に18歳にした場合、受験や就職活動のため多忙であること、式典参加に係る負担が過大となるので20歳を対象にすると答弁いただきましたが、それならばその開催時期をずらすことによりその問題は私は解消されると思います。このようないろいろな考え方を考慮した上で、なお成人式の対象を従来どおり20歳とするという考えに至ったのはどのようなところにあるのかお答えいただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの質問にお答えします。

成人式の年齢を20歳にしたというような内容につきましてですが、ただいま教育長が答弁したとおり、まず仮に18にした場合それぞれ受験、そして就職活動、そういうものに対して当事者が多忙であると。また、保護者につきましては、親御さんにつきましては例えば令和5年に成人式を行った場合に3学年分の自分の子どもたちの成人式を行わなければならないということになると、本当に経済的に負担がかかるというようなことが十分に考えられます。そういう意味では、先ほど確かに伊藤議員が早い時期に社会の自覚を持たせるというようなことで早い時期での成人ということもそのとおりかもしれませんが、今言ったような理由、またそれから十勝管内の令和5年の成人式の調査というのが、先月ちょっとやった調査があるのですけれども、その中でも今令和5年につきましては19の市町村が20歳に行くと、対象年齢を20歳にするというような調査結果があります。また一つ、これは内閣府が行った世論調査の部分がありますが、その内閣府が行った世論調査の中でも16歳から22歳の方に聞いたところ、20歳で成人式とするほうがよいと答えた方が70%以上いるというような調査結果になっておりますので、そのようなものを踏まえまして、令和5年以降は20歳とするということにしております。

以上でございます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 あと、先ほどの答弁で成人式開催についての周知、12月とされておりますが、これは本年という理解でよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

本年の12月に周知するというようなことでございます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 いずれにしても、しっかり成人式の意義ご検討いただいて、令和5年以降の成人式の開催について心配されているご家庭もいらっしゃると思いますので、早めにご周知いただければと思います。

次、法教育についてです。先ほどの答弁の中で小学校では契約の法律を学んだり、社会科の授業では憲法、政治、選挙、また中学校でも憲法、政治、選挙など学び、また権利、消費、契約など幅広い範囲で法教育を行っているという答弁いただきました。調べたところによると、学習指導要領が平成29年に変更され、その実施時期は小学校は令和2年度、中学校は令和3年度となっており、現在小学校、中学校では裁判員制度にも触れているということになっております。また、中学校の技術、家庭科の中では先ほど答弁いただいた以外に消費者被害やクレジット契約などの3者間契約を扱うということになっているそうです。このような法教育というのは私が学んだときにはなかったものなのですが、現在小中学校ではこのようなことを学んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今伊藤議員のご質問にあつたとおり、まず学習指導要領がございまして、新しく改訂されました学習指導要領には中学校におきましては令和3年から改訂された学習指導要領によって今授業を行っております。その中では、中学生は社会科の公民の中で裁判員制度を学び、また家庭科の中でクレジットですとかの3者契約、そしてまた消費者被害における理解ですとかその対応ですとか、そういうような授業を行っております。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 これ私の経験なのですが、私一人暮らしを始めた頃、電話がかかってきまして、旅行代金が格安になる会員になりませんかという勧誘がありました。私法教育など受けていませんでしたから、のこのこ行きますと、結局30万円の英会話、教材を購入する勧誘ということで、大体五、六時間ぐらい私拘束された経験がございます。また、最近では中学生でもオレオレ詐欺の受け子として逮捕されたというニュースも耳にしております。答弁には学習指導要領の内容を十分に踏まえ、指導において確実に反映されるよう教育課程編成の内容確認や各学校との連携を図ってまいりますとありますが、浦幌町の子どもたちに私みたいな怖い思いだとかだまされるだとか、そういう被害に遭ってほしくはないなと私は感じているところであります。そこで、このような消費者被害だとかさきに申し上げたクレジット3者契約の内容だとか裁判員制度の内容だとか、そのような学習は実務家を利用した、実務家に講師として頼んで講演してもらうだとか、そのような学習が効果的ではないのかなと私は考えますが、教育委員会としてどのようにお考えですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

ただいまの伊藤議員のご質問の趣旨は、専門家による外部講師というようなことだと思います。まず、先ほど来説明しておりますとおり、学校は学習指導要領に基づきまして、そしてまた校長先生の責任において学校ごとに編成します教育課程により学校の教育課程が策定されているということから、教科書指導に沿った法に基づいた教育、それを行っております。しかしながら、ただいま伊藤議員のおっしゃるとおり、外部講師を活用することでより効果的な指導ができると学校が判断したのであれば、外部講師を使うと、外部講師にお願いするということが可能ではないかなと考えているところでございます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 もう一点、浦幌の主な公共交通機関というのはJRと、あとコミュニティバスがございまして。コミュニティバスは無料ですので、実際に料金を払って乗車する公共交通機関はJRということになるわけですが、中学生が高校に進学する場合、JRに乗車して通学ということになった場合、いきなりJR通学といっても子どもたちは戸惑うのではないかなと私は考えます。例えば都会の子どもたちは小学校1年生の段階で満員電車に乗って通学をしているわけです。しかし、浦幌町は高校生にならないと通学のためにJRを使うということにはほぼないわけですから、そうすると都会と田舎で教育の差が出てくるのではないかなと私は考えています。なので、何が言いたいかということ、JRに乗るという行為も運送契約という契約、法律行為を締結しているわけであって、私これだって立派な法教育だと思います。なので、今後は座学だけではなく、こういった体験型授業、こういうのも増やしていく必要があるのではないかなと私は考えますが、いかがお考えですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、JRを使つての中学を卒業してからの高校進学に当たり、浦幌の子どもたちはJRを使うということで、JRに乗る行為、そういうようなものについての教育というような質問だったかと思うのですけれども、しかしながらJRに乗る行為、JR通学が、そのことを学校側が指導するかどうか。学校側が指導するのか、それともそれは家庭における指導なのかと、その辺のところの議論はあると思いますが、しかしながら今現在、浦幌小学校についての話しさせていただきます。浦幌小学校は、小学2年生のときにサケの遡上見学というものがあります。そのサケの遡上見学で厚内で授業を行うという、その厚内で行う授業のときに帰りにJRを利用しまして、JRを使つての乗車の仕方、乗り方、そういうようなものを学習しているというようなところでございます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 分かりました。JRの乗車体験だとか、そういう授業もなされているということで理解させていただきました。

最後に、小中学校に対する保護者の期待というのは高まるばかりで、先生方も大変苦労されていると思います。特に浦幌町は農作業体験とほかにはない教育も実践されていること

から、時間的に何もかもやるというのはなかなか難しいのかなというところも私感じているところであります。ただ、この点に関しては優先順位をつけていかなければいけないのかなと思ひまして、そうすると法教育の優先順位ってどんなものなのかなと考えてみると、私は優先順位は高いと思ひます。我々は法という枠組みで生活をしており、例えば売買契約を締結しても印鑑を押さなければ守る必要がないとか、動画やイラストを購入して、私の所有物だから勝手に公開してもいいなどと勘違いする可能性もあります。そういった場合、損害賠償受けたりとか、また下手すると刑事事件として捕まる可能性もあるわけです。ぜひこれからの法教育に関してしっかりと検討いただいて、例えば外部講師を呼びたいということであれば、私も微力ながら協力をさせていただきます。ぜひもう一度この法教育の在り方についてご検討いただければと思ひます。

それでは、次の項目に移らせていただきます。項目2、通学路の見直し。小中学校の通学路については学校により指定されておりますが、現在中学生の通学路に関し市街地においては町道通学通りが指定されております。しかしながら、この通学路は夜間において街灯はあるもの人通りがほとんどなく、日の入りが早い今の時期においては夜間一人で歩くことにちゅうちょするのではないかと感じており、さらに同通学路は歩道も狭く、歩行者を観察しても実際は車道を歩いている方がほとんどであり、現在の通学路であっても車との接触事故等交通事故に遭遇する危険性は否めません。翻って、市街地においては指定通学路と平行に走る道道本別浦幌線が存在し、現在の通学路よりも交通量や人通りも多く、街灯や店舗等の明かりにより夜間であっても明るく、防犯上の観点から安心して通学ができ、通学路に最適ではないかと感じます。確かに自転車通学の場合、同道路は車両通行量も多いため原則車道通行義務がある自転車で同道路を通行するのは危険であると考えますが、そもそも歩行通学の場合にはその危険はなく、また自転車であっても道路交通法上車道または交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときには歩道を通行することが可能です。なお、この場合には歩行者との接触事故の可能性がありますが、であるならば自転車通学の場合は現在の指定通学路、歩行にて通学する場合には道道本別浦幌線を利用してもよいなど通学路を複数のパターンにて設定してもよいのではないのでしょうか。さらには、町の活性化施設である交流施設フタバも道道本別浦幌線に存在し、利用する生徒たちの利便性の向上や同道路の人通りの増加、下校時の生徒たちの会話や振る舞いから華やかさ、にぎやかさが生まれ、付随的に町の活性化に寄与することを考えると、同道路を通学路に指定するメリットは大きいと考えます。

以上述べたとおり、通学路の見直しに関し現在の通学路への指定に至った経緯を踏まえ、通学路の見直しについて町としての見解を伺います。

○田村議長 答弁願います。

教育長。

○水野教育長 伊藤議員の2項目めのご質問にお答えいたします。

通学路の見直しについてであります。夜間の通行や自転車通学といったところから主



に浦幌中学校の通学路に関しての対応と考えられますが、現在浦幌中学校には町道通学通りを通学路として指定しております。指定に至った経緯につきましては、指定となつてからかなりの年数が経過しており、不明な部分もありますが、国道38号線を横断せずにアンダーパスを利用し、そこから北栄団地まで一直線で通行できるため、児童生徒の安全監視や除雪等も含めた道路管理上の利便性も考慮し、指定したものと考えられます。通学路の指定につきましては、各学校において決定していることから、危険な箇所や交通事故の可能性が高いなど登下校や防犯上に問題ある場合については学校とPTAで通学路の見直しについて協議をしていただくこととなります。教育委員会では、通学路安全対策連絡協議会において学校やPTAからの意見を踏まえ、危険箇所の確認と改善に取り組み、児童生徒の通学における安全確保に努めてまいります。

以上、伊藤議員の2項目めの答弁といたします。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは、再質問させていただきます。

1点事実確認なのですが、本件通学路、私も実際に見させていただきました。結構歩道部分が狭い部分があります。雪が降ったときにこの歩道部分に関して除雪は通学前になされているのかどうか確認したいのですが。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 通学路の除雪についてでございますが、雪が降った場合にはまず優先的に通学路を空けております。ただ、歩道の除雪については全ての通学路の全線が完全に子どもが通学する時間帯に空いているかと言われると、その辺のところはやはり雪が降ると様々な道路を除雪しなければならないという観点から完全に登校時には空いているというようなことはあり得ない場合もあります。しかしながら、優先的には通学路について空けるということをしております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、雪が降ったときに通学路ですから、道路部分はきちんと除雪されていると思いますが、歩道部分に関しては除雪が間に合わない、そういった事態もあるということによろしいですね。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

これはあくまでも雪の量によって違うと思いますので、ある程度の雪の量が降ればやはりそういうような事態もあり得るかと思います。しかしながら、それについてはほかの道路についても同じようなことが言えるかと思います。町道についてもしかり、また道道についてもしかりと。雪の量によっては、やはり除雪の対応というのはなかなかスムーズに

できないということが発生してくると思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 本別浦幌線に関しては私も家が道路に面していますから、朝早くからきちんと歩道部分に関しても機械で除雪がなされているので、今回通学路に関して本別浦幌線にしたほうがいいのではないかと提案をさせていただきました。ただ、先ほどの答弁からすると、総じて通学路の見直しについての是非に関しては教育委員会としてはお答えすることができないという理解でよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 学校が指定している通学路につきましては、児童生徒の安全を第一に考えまして、学校が通学路の指定を行っているというような内容でございますので、もし通学路について見直しというようなご意見が生徒、それから保護者の間に上がってくれば学校側と十分に協議をしていただいて、通学路の見直しについて検討していただきたいと考えているところです。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 先ほどの答弁の中で通学路安全対策連絡協議会というものがございます。これには教育委員会も関わっていると思いますが、私が質問させていただいた通学路の見直しに関してこの通学路安全対策連絡協議会に議題として教育委員会から上げてもらうことは可能でしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 まず、通学路の安全対策連絡協議会ですが、この大きな役割は今通学路として指定されている通学路について、通学の安全が確保されているのかというところがこの協議会の大きな役割だと思います。ですので、見直しについては、また先ほど私が説明申し上げましたとおり、やはり生徒、それから保護者の方々から声を上げていただきたい。もし見直しを希望するのであれば、求めるのであれば声を上げていただきたいと思っていますところです。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、私も中学生、小学生のいる親であります。そうすると、私から学校にこういう通学路見直したらどうかという声をまずは上げることが先決だということですか、通学路の見直しをするためには。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 先ほど通学路の決定についてということでどのように決められるかということについてご説明をさせていただいておりますが、まず学校長が学校周辺の比較的安全な道路を通学路として決めているというような説明をさせていただきました。そうい

う意味合いでは、繰り返しになりますが、やはり通学路を使用する生徒、そしてあと保護者の方々と学校とが十分に通学路について協議を行って、そして見直しをするというようなことであれば、見直しについての協議を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 すみません、しつこくて。そうすると、この通学路安全対策連絡協議会というのは、通学路の見直しに関しての話合いの場ではないという理解でよろしいのですね。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

先ほども説明しましたとおり、あくまでも現在指定されている通学路の安全確保をそれぞれ組織されている各団体、例えば組織されている団体につきましては北海道開発局、それから帯広総合振興局の帯広建設管理部、そして池田警察署、浦幌町の校長会、浦幌学園、上浦幌学園のPTA、町の施設課、教育委員会というような組織で構成されている協議会です。その協議会が今指定されているそれぞれの管理している道路、その道路について安全性を確認しながら、もし問題点とか改善すべき場所があれば改善していくというのが協議会の大きな役割でございますので、その辺のところご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 私としてもこの通学路安全対策連絡協議会でも今の通学路に関してではなくて、ほかにいい通学路、ほかにいい道路があればこの協議会で話し合うことも可能なのではないかなと私は考えているところですが、これに関しては時間もないので、ちょっとまた今度検討というか、また質問するかもしれません。

もう一点、ちょっと関連事項なのですが、本町に太陽の手紙という事業がございます。これは小学校の5、6年生が浦幌町に対して町に対する意見をまとめ、発表してもらっているものなのですが、今回この通学路に関していろいろ調べましたら、令和元年度の太陽の手紙の中で上浦幌小学校から通学路に対して意見がございました。その内容は街灯や白線、ガードレールをつけてほしいとか、通学に邪魔な雑草を刈り取ってほしい、道を平らにしてほしいという要望があったのですけれども、この点について町として対応は行ったのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいま太陽の手紙によります子どもたちからの通学路の安全要望というような内容だったかと思えます。実際に令和元年に太陽の手紙の中でそのような要望が上浦幌中央小学校の子どもたちからありました。実は、先ほど通学路安全対策連絡協議会、この話になっておりましたけれども、まず浦幌には浦幌学園、上浦幌学園といいまして、

2つの学園があります。各学園から毎年通学路の安全マップというようなものが教育委員会に届きます。その安全マップというものは例えばここは危険な箇所がありますよですか、そういうような内容なのですが、それを基に先ほど説明しました通学路の安全対策連絡協議会が危険な箇所の確認をしているというような状態でございます。ですので、先ほど太陽の手紙で子どもたちから要望があった箇所につきましては、毎年提出されている通学路安全点検マップという中にもございます。この点検マップというのは、これを基に先ほどの通学路安全対策連絡協議会が点検しているということでございますので、申出のあった場所は点検をしておりますが、ただ改善をすぐされたかどうかというところは、それぞれの所管が管理する道路がありますので、やはりそれぞれの管理している所管の予算ですとか、そういうものがございますので、すぐ対応できるというようなものもあれば、なかなか対応できないというものもあろうかと思えます。しかしながら、今回も通学路安全点検マップの中で上浦幌地区での小学校、中学校における通学路、そこで、これは道道になります、道道が非常に見通しが悪いというような、そういう点検マップの中での指摘がありました。それぞれ通学路安全対策連絡協議会の中で現地を赴きまして、先ほど言いましたそれぞれの団体に現地を確認しまして、そして協議を行いました。その結果、見通しの悪い道路につきましては学校の前後に学校があるのでスピードを落としてくださいというような、そういうような道路標識をつけるということで、これは道道になるのですけれども、すぐ対応していただいたという経過がありますので、いずれにしてもすぐ対応のできるところとできないところがありますが、子どもたちから上がった要望につきましてそのような形で対応しているということでご理解いただきたいと思えます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 もう時間がないのですが、イエスかノーだけでお答えいただきたいのですが、その対応いただいた、検討しなければいけないのは分かるのですが、今検討していますとか今予算の関係上できませんとか、そういうのを子どもたちから意見が上がったときにそれを子どもたちに伝えているのかどうか、ちょっと短く答弁いただけますか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 実際に生徒児童に伝わっているかといいますと、ちょっとそこまでは確認は取れていませんが、それぞれ通学路の安全対策連絡協議会で協議を行いました、そして点検した結果につきましてはそれぞれ学校、それからPTAに点検結果を報告しております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 今回学校等に報告されているというお話でしたが、実際に子どもたちが提案したわけですから、子どもたちにこうなったよだとか、今こうしているよだとか、今ちょっと予算がないけれども、一応町としてはきちんとやっていますよだとか、そういう報告

というのは私非常に大事ではないかなと思うのです。子どもたちもそれ報告受けたら自分たちのやっていることに対してとてもうれしいし、自信にもつながると思います。ぜひそういうことをやってほしいと思います。

あと、最後になりますが、たかが通学路といっても子どもたちが毎日利用する道路であって、今後子どもたちの大切な記憶に刻まれると思います。その記憶が暗く寂しい道というのはちょっと寂しいのではないかなと私感じるわけです。よりよいまちづくりというのは何も大きな事業をすることだけではなく、小さなことであっても一つ一つ改善していくことが私は大事であると考えます。ぜひ町として通学路の見直しについていま一度検討いただきたい旨改めて申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。答弁は不要です。ありがとうございました。

○田村議長 これでは伊藤光一議員の一般質問を終わります。

次に、8番、河内富喜議員の質問を許します。

8番、河内議員。

○河内議員 通告書に基づき、一般質問をいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種対応とオミクロン対策。国は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の追加接種方針について2回目接種から原則8か月が経過した18歳以上の方を対象とし、接種期間は令和3年12月1日から令和4年9月30日までとして公表している。しかし、ここに来て新たな変異株のうちオミクロン株の世界的拡大が重大懸念とされている。報道では、WHOは世界的に拡散する可能性が高く、再感染リスクが高まっているおそれとともに、危険性は非常に高いと発表されている。また、これに伴い国は11月30日から全ての地域からの原則入国停止措置を実施した。しかし、既に国際線検疫で変異株オミクロンの国内での初めての感染が確認されている。現状はコロナウイルスの新規感染者数については縮小傾向にあり、落ち着いてきている状況であるが、言われるところの第6波については現実感がないのが現状である。しかし、オミクロン株については水際対策にも限界があり、早晩国内感染は避けられないと不安に思う町民が多いと推測されるため、我が町の今後の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の基本方針と接種計画、また前倒しについてはどのような考え方を持っているか。

大変申し訳ありません。一部質問事項が抜けておりました。しかし、オミクロン株については水際対策にも限界があり、早晩国内感染は避けられないと不安に思う町民が多いと推測されるため、我が町の今後の新型コロナウイルス感染症対策とワクチン接種対応について伺います。

1点目、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の基本方針と接種計画、また前倒しについてはどのような考えを持っているか。

2点目、オミクロンという新種の出現を踏まえ、検査体制の充実、強化が必要と考えるが、町民が被検者となるPCR検査や抗原抗体検査など受検体制や手続の現状と今後の対応方策はどのようなになっているか。

3点目、寒い冬を迎える中で個人がなすべき予防対策、また職場や集団、集合の場における行動原則や予防対策の実効性についてどのようにルール化し、周知、対応していく考えか伺います。

以上、3点お聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 河内議員のご質問にお答えします。

新型コロナワクチン接種対応とオミクロン対策についてであります。北海道の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は多くの振興局圏域でゼロか前の週を下回っている状況が続いており、ここ十勝においても8週以上連続で新規感染者が確認されていない状況が続いています。しかし、南アフリカで確認されたオミクロン株については、世界各国において感染が拡大している報道があるものの、今のところ実験データがなく、疫学的な情報も十分ではないため、年代別の感染性への影響や症状の重篤度、ワクチンや治療薬の効果などについては国からの情報に十分注視していく必要があります。

1点目の追加接種の基本方針と接種計画、また接種間隔の前倒しについての考えにつきましては、全国の市町村長へ11月16日付、厚生労働大臣から発出された予防接種の実施に関わる指示書において初回接種、1回目、2回目接種が完了した18歳以上の全ての町民を対象として初回接種を完了した日から原則8か月以上経過した方に1回接種することになります。接種のスケジュールにつきましては、本定例会初日の行政報告において医療従事者等及び社会福祉施設入所者等に実施した第1弾の方に対する実施時期を早くても2月上旬としていましたが、1月下旬から実施できる見込みとなりましたので、町立診療所において実施し、次に第1弾を除く65歳以上の第2弾の方は来年3月4日から、残る第3弾以降の方につきましては来年4月以降に順次接種することができるよう医療従事者等の確保など集団接種による実施体制の準備を進めているところです。なお、接種間隔の前倒しにつきましては、国では今後の感染拡大に備え8か月を待たずして接種できる例外的な基準の見直しを示唆しておりますことから、今後とも情報収集等に努めながら判断してまいります。

次に、2点目の町民が被検者となるPCR検査や抗原抗体検査などの受検体制や手続の現状と今後の対応方策についてであります。全ての検査は町立診療所において実施しております。初めに、現状ですが、PCR検査は北海道知事との委託契約に基づき本人に発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症が流行している地域に渡航しているなど同感染症の疑いがあると医師が判断して行う行政検査のほか、症状はないが、本人の希望で自己負担が伴う検査も自由診療として実施しております。また、抗原検査は保険適用診療として発熱外来時等において医師の判断で実施し、抗体検査は外来の自由診療として実施しております。なお、PCR検査及び抗体検査は検体の調査を外部検査機関に委託し、抗原検査は診療所内で検査しております。今後の対応方策としては、現時点で国からの情報

に十分注意しつつ現状の対応を続けていく考えであります。

次に、3点目の個人や職場などにおける行動原則や予防対策の実効性をルール化し、周知等の対応についての考えにつきましては、これから年末年始を迎え、忘年会や新年会などの行事、またお正月休みを利用した帰省や旅行などによりふだん会わない方と会う機会も増え、屋内における活動も一層活発になります。こうした場面も念頭に置きながら町民の皆様一人一人がマスクの着用や手洗い、3密の回避など基本的な感染防止行動の実践、特に帰省、旅行の際はいつもと体調が違うときには外出や移動を控えることや飲食の際には認証店など感染防止を徹底している飲食店を選び、特に大人数やふだん合わない方との飲食の際はより一層注意していただくなど個人、職場を問わずにこれまで同様基本的な感染予防対策をしっかりと実践することが大切なルールであり、町民の皆様に対する周知等につきましては町ホームページや広報紙などを活用し、情報発信を続けてまいります。

以上、河内議員への答弁といたします。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 発言の際、間違えてしまい大変申し訳ございませんでした。

それでは、確認をさせていただきたいと思います。答弁の中で接種間隔の前倒しについて国では今後の感染拡大に備え8か月を待たずして接種できる例外的な基準の見直しを示唆しておりますことからということで、今後情報収集等に努めながら判断してまいりますというお答えであります。私はこれが基本的な行政への通達か通告だったのかなと思いますけれども、報道では接種全般について8か月ではなくて6か月だった方については前倒しが可能ではないかなと私は捉えていたわけですが、私の認識が間違っているわけでしょうか。その辺についてちょっと説明をお願いします。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまの原則8か月の前倒しを報道によると6か月にまで短くできるのでないかという報道がかなり最近頻繁に出ているところでございます。我々のほうにつきましては11月26日付の全国知事会から具体的に前倒しができる、この基準を示してほしいという要望の中から、11月26日に厚生労働省の事務連絡でありますけれども、こちらでクラスターが発生している医療施設、または高齢者福祉施設、またはクラスターが同じ保健所圏域、ですからこちらでいきますと帯広保健所圏域でクラスターが大変拡大しており、そして医療等従事者、入院患者、施設入所者等、こちらについてこのような状況にあった場合に接種対象者、時期、それからワクチンの種類等の接種計画書を作成し、これを北海道を通じて厚生労働省に確認をして、了解があった場合につきましては6か月の前倒しができるという、こういった事務連絡が届いているのみでありまして、様々なオミクロン株の関係で前倒しということで国は検討している、示唆しておりますけれども、それにつきましては情報等確認しながら判断しなければならないという町長の答弁のとおりでございます。

以上です。

○河内議員 私は担当副大臣、岸田総理大臣が所信表明で可能なところから前倒しをするという、大変抽象的な言葉ではございますが、このことについてはかなりニュアンスが変わってきているやに思っております。今課がそういう通知しか受けていないということでございますので、今後変更されることも十分にあるのかなと思っておりますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいなと考えるところでございます。

また、あと考え方としてできるだけ早く3回目接種を受けたいという方、町民も多いと思うわけです。今報道機関でも諸外国のブレークスルーの感染に関する情報が非常にあるわけで、その辺についてはあくまでも町民に対してできるだけ速やかに前倒しをしていただくというようなことで考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 先ほどの前倒しの件も絡んでくるわけでありまして、全国の自治体に対しまして厚生労働大臣から予防接種法に基づくワクチンの実施に係る指示、これが先ほど答弁で、町長からお話ししたとおり、あったわけですが、この中ではあくまでも使用するワクチン、これは現在承認されているファイザー社のワクチン、それから前倒しにつきましても18歳以上の方で原則8か月という形のルールを守っていただいた中で接種をするという指示書でございます。でありますので、確かに希望される方、町民の方いらっしゃると思いますが、あくまでもワクチンの使用に係る部分に当たっての国からの指示でございますので、原則8か月を今のところは守りながら接種に係る集団接種等の体制の整備、これを進めているというところでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 そういう原則を守っていくということでお答えいただいたわけですが、次にこれも報道から得た知識でございますが、ワクチンが不足しているためにモデルナ社も追加して、交差接種も考えているような報道があるわけですが、その辺についての考え方についてはいかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 現在、先ほど申し上げましたが、ファイザー社のワクチン、これが3回目接種の薬事承認ということで国が決定してございます。報道どおり武田モデルナ社のワクチンにつきましても承認待ちという状況になっております。現在国からの情報によりますと、現在のファイザー社のワクチン、これが全国民に追加接種、これは接種するだけの量がないという状況があるようです。また、武田モデルナワクチンがこれから薬事承認されることによりまして今後本町におきましても、これまで町が実施したワクチン接種事業はファイザー社なのですけれども、この後追加接種はモデルナ社が入ってくる可能性



が十分に高いという考え方をしています。ただ、これにつきましてもまだ正式にいつ頃モデルナ社のワクチンに切り替わるのか、または自治体がファイザー社を求めて、ファイザー社のワクチンが来るのか、これが不透明でありまして、この辺につきましては今後動向等踏まえながら、ただ国としましてはこの混合接種、1回目、2回目の初回接種をファイザー社のワクチン、3回目接種はモデルナワクチンでも問題ないということで、こちらにつきましては説明がありましたので、供給されるワクチンによって接種せざるを得ないという考えでいるところでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 その際には、不安に思う町民も多いと思いますので、ぜひ安全性については特に周知をお願いしたいなと考えるところでございます。

次、検査体制についてお答えをいただいているわけですが、以前質問した際に、これは私聞かなかったかな。文部科学省のほうで第5波の流行時に抗原検査キットを学校関係についても配置したいというような報道があったわけですが、その辺について浦幌町ではどのようになっていますか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

学校における抗原検査キットでございますが、教員が検査を行う抗原検査キットを各学校に配付しております。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 今のお答えでは、児童について検査をするだけの数量は来ていないということですね。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問でございますが、現在、配付しているのは教員のみということですので、生徒児童が検査する抗原検査キットについては今のところ配付はしておりません。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 検査体制については、お答えの中で自由診療と医師が判断して行政検査を行うものとは区別して考えなければならないのかなというお答えでございますけれども、私の認識ではオミクロンについてはかなり無症状な方がいるというようなことを考えた場合に医師の判断がなくても積極的に必要な場合には自由診療としてこういったものを使っていくべきときなのかなと思うわけですが、この辺について、例えば行政によっては助成し

ている町村もあるのですけれども、その辺の考え方というのはありませんか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 本町においては、先生がPCR検査が必要であれば行政検査として感染の疑いがあるかどうかの判断を医学的にしていただき、それで町立診療所で実施していただいています。議員おっしゃるとおり、他の町村ではこのPCR検査、これに対する2分の1だとか1人1回限りだとか、そういったPCR検査に係る自由診療の部分に一部助成をしているという町村はございます。これにつきましては、様々な形で本町としまして検討してまいりましたが、やはり一番はそういった方々、検査がしたいという方々によって町立診療所の本来検査をしなければならぬ行政検査のPCR検査体制をたくさんの方が来られたときにこの大事な検査がなかなかできなくなってしまうような影響が出てくる可能性であったり、また無症状であった場合につきましては、PCR検査をするかしないかといったところにつきましてはこの辺判断が非常に難しいですけれども、PCR検査をして、何のためにやるのかというところが一番大事になってくると思います。そういったところ踏まえた中で、仮にPCR検査をして陰性だったとしても翌日には発症する可能性もこれあるわけですから、こういったところ総合的に判断しまして、本町としましてはこれは感染予防リスクを下げる施策ではないという判断の中で、町としましてPCR検査に対する助成を見送ったところでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 次に、3点目について確認をさせていただきます。

国は空気感染について風疹、はしかとコロナを同一分類していないわけですが、しかし換気の必要性については政府広告で非常に強く訴えているところがあるわけですが、その辺についてなかなか町民には分かりにくいところがあるのですが、その辺についてちょっと説明していただけないでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 国もそうですけれども、北海道の感染予防対策に係る専門部会等でこの感染予防対策としてやはり重要な施策として今おっしゃられた冬場の換気、特に冬場です。空気の入替えることによって感染リスクを下げるといったところの根拠につきましては具体的なものはちょっと分からないのですが、空気感染があるかないかによって換気をするべきかしないべきかという判断ではないと思います。ですので、やはり密閉のこういった密集、そういった3密を避ける対策の一つとして窓を開けて換気をする、これ重要な感染予防対策というふうな話でございますので、十分なお答えになっていないかもしれませんが、これも一つの大切なルールだと考えているところです。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 最近は感染7日以内のカクテル療法が非常に行き届いているとか、経口薬も承認されているというような非常に感染に対する対応力が増しているということもあると思っております。あと、感染を防ぐには免疫力が非常に左右すると言われておりますので、栄養、休養を十分にとることによって免疫力を高めると、防ぐことを高めるとということだと思っております。オミクロン株についてはまだ解明されていない点が多いわけですが、現在のところ感染力は高いが、重症化は少ないと、そういった報告もあるわけですが、こういったことを含めて町民に今後予防策の周知の徹底を基本に広報活動、その他について実施をしていっていただきたいと思いますが、最後に町長からのこの辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 新型コロナウイルスの感染防止対策については、それぞれ国をはじめ各自治体で一番今緊急課題として取り組んでいるところであります。幸いにして日本、そして北海道、十勝においては急激な感染者の減少という状況であるわけでありまして、オミクロン株の出現によってさらに感染力が増しているという状況、報道があるところでありまして、世界的な国への移動を政府は今シャットアウトしているところであります。ただ、これは専門家に言わせると完全に防ぐことはできない。ただ、このオミクロン株の状況、どういう性質のものかというものをしっかり把握するための時間稼ぎだと言われてまして、そういう面では必ずまた国内にも入ってくるのではないかというふうな報道もされているところであります。私どもとしては、このオミクロン株もそうですけれども、今までのいろんな新型コロナウイルスの対策としてはマスク、手洗い、そして3密の防止、そういうものを基本的なルール化をしながら町民の皆さんにぜひこの新型コロナウイルス感染症からの自己防衛をしていただきたいということをこれまでもいろんな手段を通じて訴えてまいりました。そのおかげで町民の皆さんの感染もずっとないという状況が続いているところであります。今後ともオミクロン株にかかわらずほかの株も、新型コロナウイルスも完全になくなったわけでありませんから、これから冬に向かってさらに冬期間の感染力が強まるということと言われておりますので、ぜひ今までのルールといいますか、今まで町民の皆さんにお願いしてきた手洗い、マスク、3密を避けるという行動規範も含めてこれからも訴えてまいりたいなと思っております。

○田村議長 これで河内富喜議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後 4時04分 休憩

午後 4時14分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

次に、1番、沼尾昌也議員の質問を許します。

1番、沼尾議員。

○沼尾議員 通告に従い、一般質問いたします。

行政及び民間の事業所における人手不足解消。人手不足は全国的に課題になっており、日本では少子高齢化の影響で65歳以上の割合が総人口の約3割となり、労働人口の減少が急速に進んでいる。そのため、あらゆる業種で業務を遂行する上で必要な人材が十分に集まらない状態となっており、非常に重要な課題と認識している。そのため、浦幌町の各産業分野及び行政職員の人手不足について伺う。

1、行政職員の人手不足は行政サービスを安定的に町民の方へ提供するために重要な課題である。現在浦幌町の行政職員の定数とその業務遂行状況について関連性を含めどのような現状認識か。

2、今後も有能な職員の新規採用については困難になることが予想されるが、本町は一部報道機関で報道されているように、地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数が十勝管内の中で最低水準である。その中でも町の行政サービスが安定的に行われることについては評価をしていますが、未来に向けて確実に人材を採用するためにはマイナスの要因となるのではないかと考えるが、その点どのように考えているか。

3、看護師や保健師、介護職員などの専門職員について以前から求人募集をしているが、解消に至っていない。募集方法や手法を抜本的に改める考えはないか。

4、今年度から就業チャレンジ事業が始まり、本年は事業体制構築を行っていることを認識している。町内事業者も人手不足の状況にあると聞いており、課題解決に向けて期待をしているところだが、この事業体制構築における進捗状況を伺う。

5、人手不足解消については人材の確保のほかにICTの活用や機械化による省力化も一つの方法と考える。第4期まちづくり計画の中の農業の振興の中でもICTを活用した農作業機械の自動化、無人化など農作業の効率化や精密化を図るための新技術導入を推進していきますと記載があるが、どのように推進していくか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 沼尾議員のご質問にお答えします。

1点目の職員の定数と業務遂行状況についてであります。職員の定数に関しては過去に財政の健全化に併せて職員数の適正化を図り、適正な職員数を維持する中で効率的、効果的な行政運営を進めてきた経過から一部専門職では退職後補充できていない職があるも

の、定数の上限である152名には及ばない職員数であっても業務遂行には支障がないものと認識しております。

2点目のラスパイレス指数についてであります。この数値は一般行政職の職員である国家公務員と地方公務員の学歴別、経験年数別の平均給与を割り出し、国の水準を100とした場合の地方公務員の数値との比較であり、本町においては令和2年4月1日現在で95.3と管内最低の数字となっております。その要因には新規採用職員の学歴区分、経験年数の差異があり、近年では就職氷河期世代支援を目的とした国家公務員の中途採用が行われていることで、国の給与水準の上昇と相対的な地方自治体のラスパイレス指数の低下につながっているものと推測されます。人材を確保する上でラスパイレス指数の低いことが直接マイナス要因になるとは考えておりませんが、管内町村の給与体系等を比較しつつ望ましい水準を維持していきたいと考えております。

3点目の求人募集についてであります。本町ではこれまで行政区回覧をはじめ広報紙及び新聞への折り込みを介した紙媒体の配布、町ホームページ及びハローワークを通じた情報の配信、さらには十勝管内のほか釧路管内の紙面及び地域情報紙を介した求人広告など様々な手法を用いて職員の募集を周知してきたところです。今後も従来からの手法を継続しつつ人材の確保に効果的な事例について情報収集しながら、さらなる工夫を講じた上で周知していきたいと考えております。

4点目の就業チャレンジ事業の進捗状況についてですが、各産業分野の後継への意義やニーズを把握するため各産業団体のご理解とご協力の下、430事業者を対象にアンケート調査を実施し、68事業者から回答があり、そのうち23事業者から就業体験の受入れについて協力の意思表示があったところです。現在は協力事業者を対象に令和4年4月からの受入れに向けた就業体系等に関するヒアリングを順次行っている状況で、今後並行して浦幌町独自の就業体験募集サイトの構築に着手するとともに、就業体験プランや応募要領の作成と本事業の周知、宣伝、広告等を円滑に進めるための準備に取り組んでまいります。

5点目の新技術導入の推進についてですが、本町の農業生産現場では労働力不足、作業負担の増加が課題となっており、労働力不足の解消、省力化による作業負担の軽減を図るため国の補助事業を活用してGPS自動操舵装置付トラクターや搾乳ロボット等の導入に対する支援を行ってまいりました。実績として、畑作では担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等を活用して19経営体、畜産では畜産クラスター事業を活用して17経営体がICTを活用した農作業機械を導入しております。今後におきましても技術の進歩が著しいICTやロボット技術の活用等について検証し、農業者の意向を踏まえ関係機関と連携の下、スマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等の導入を推進してまいります。

以上、沼尾議員への答弁といたします。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 まずそれでは、行政職員の人手不足について再度ご質問をさせていただけれ

ばと思います。

ただいま町長からご答弁がありました中で、定数の上限が152名ということでしたが、まず現在職員数、職員の定数と現在の職員数の開きが何名ほどあるか教えていただきたいのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまのご質問でございますが、職員定数につきましては定数条例上で、先ほど申し上げたとおり、152名となっております、職員定数条例は正職員を対象としておりまして、令和3年4月1日現在の正職員数は139名で、定数とは13名の開きがございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今現在13名の開きがあるにご答弁がありました。その中で先ほど町長は業務遂行には支障がないという認識をしているというご答弁でしたが、私は職員数が足りていて、業務遂行に支障がないというところ、足りているからいいという問題ではなくて、業務を理解している職員ですとか有能な職員を今後確保していけるかというところが非常に重要であると考えています。人手不足や人材不足を考える上では、定年退職者以外の普通退職者というものも行政として減らしていかなければいけないと私は考えておりまして、浦幌町では例年、毎年普通退職者という方が数名出ております。この普通退職者を減らす取組、今どのような取組をされているかお聞きしてよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 確かに議員言われるように、ある程度経験を積んだ職員が途中で退職されるということは、組織にとっては損失になると思います。しかしながら、退職の背景には、職業観の違いですとか家庭の事情など様々な要因がございます。普通退職者を減らすための取組は何かやっているかということでございますが、それに特化した取組というものは行ってはおりませんが、当然働きやすい環境を整えるための取組というものは行っているところでございます。具体的には、行政事務改善委員会ですとか安全衛生委員会におきまして様々な意見をいただき、それらについて議論をし、改善すべきときは改善する、そういったことに努めております。また、毎年実施しておりますストレスチェックにおいては職場ごとのストレスの状況、その要因が分かるものですから、それらを活用した上で今後の人員配置を考えるですとか、そういったことに努めるといったことを行っているところでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今ご答弁で行政事務改善委員会及び安全衛生委員会等で協議をしているとい

うことでしたが、ここ最近でこの各それぞれの委員会ではどのような協議がされたのか、内容教えていただいてもよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 具体的にどのような協議がされたかということでございますが、行政事務改善委員会につきましては一昨年の10月から開催をしまして、それは町長のほうから諮問がございまして、それぞれ組織の機構等見直し、そういったものも含めて検討していただきたいということで諮問がありました。それで、行政事務改善委員会のほうで約1年以上にわたって協議を行いまして、まず1つとしましては組織の再編ということで、こども子育て支援課の新設というものを行っております。それ以外の部分につきましては昨年の12月に具申書のほうの提出をいただいているところでございまして、その中では組織の見直しというところで大きな部分としましては係の統廃合、そういった部分である程度、5年後をめどにこういった再編をしてはどうなのか、そういったものの具申をいただいているところでございますし、またそれぞれ業務を行う上で改善したほうがよいのではないかという部分は意見をいただきまして、すぐできるものについてはすぐに始めるといったことに努めるということを行っております。また、安全衛生委員会につきましては毎年1度開催をしております、その中で委員のほうから、半分ぐらいは職員組合からの推薦の委員ということもございまして、そういったものの意見をいただきまして、こういったところの改善ができないかですとか、そういった意見をいただいたものについて内部のほうで協議をして、改善できるものについては改善に努めるということを行っているところでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今ご答弁にありましたように、普通退職者を減らすような取組ということで対策は取られていると認識をしましたがけれども、退職者が出たからといって人員、職員の人数を採用で補えばいいということでは有能な職員を確保できているとは私は言えないと思います。何らかの理由で普通退職者が毎年出たとしても、確実に業務を理解している職員、また有能な職員を確保していくというためにも職員数を今より、定数13名開きがあるということですから、職員数を増やして、将来の人手不足に対処していくべきだと私は考えますが、この点どのようにお考えでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまのご質問でございますが、新たな業務が増えることに伴ってそれに対処するために職員数を増員するとか、そういったことは考えられるところでございますが、財政的にも余裕があるわけではない中で、あらかじめ普通退職者が発生することを想定して職員数を増員するといったことはできないものと考えます。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 職員数の年齢別職員数の構成比というものを浦幌町でホームページに公表しておりますが、職員の年齢別構成では、令和2年4月のデータですけれども、56歳から62歳の構成比が23人で17.9%と一番高く、そして26歳から30歳の構成比が10人で7.8%と一番低いということに今なっております。今後この56歳から62歳の構成比が一番高い中で定年退職当然される方が増えていくということが流れとしてある中で、この点行政としてはどのように考えて、人材確保を行っていくのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまのご質問でございますが、今言われたのが5歳刻みのデータであるためどうしてもそのような結果となっておりますが、これまでも職員の年齢構成などを考慮しながら採用は行っているところでございます。また、定年退職者が増えていく中での対応ということでございますが、今年地方公務員法が改正されまして、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで定年年齢が引き上げられます。ただ、定年年齢は引き上げられましても役職定年制というものが設けられまして、60歳に達した後は役職、今の想定では管理職、こういったもの外れるといった形になるものと考えています。具体的にはどのような形になるかはこれから検討し、今後条例等により規定することとなりますが、現行の再任用職員につきましても同様でございますが、経験豊富な人材が60歳以降も勤務することになります。この機会を生かして、これを契機に経験の少ない職員をバックアップし、年齢構成のひずみが生じている部分をカバーできるような改正の構築と併せて今後人材確保を進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 それでは、次のラスパイレス指数について質問をさせていただきたいと思いますが、ラスパイレス指数というものは一部報道機関でも報道されておりました、一般の方も目に触れる指標でございます。これから地方公務員に応募する方も希望する自治体を選ぶ際にこのような指標を参考にすることも考えられます。ラスパイレス指数は答弁でもあったとおり、一般行政職員の国家公務員と地方公務員の学歴別、経験人数別の平均給与を割り出し算定している数値であります。浦幌町の一般行政職員、全ての職員が給与が低いということを示しているわけではないとは思いますが、トータルして見たときにやはり低いと言わざるを得ません。その中で職員の報酬を上げていく、また職員の給与を全体的に底上げするという考えはございませんでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの質問でございますが、まず町長の答弁にもあるとおり、ラスパイレス指数が低いことが直接人材確保のマイナス要因になっているとは考えておりま



せん。具体的には十勝管内で申し上げますと、どうしても帯広市近郊の町村に人気が集まるといった傾向がございます。ただ、一般行政職につきましては本町においても応募される人数は帯広市近郊の町村よりも少ない状況ではありますが、採用を予定している人員についてはこれまでも確保できている状況でございます。一部専門職につきましては人材確保に苦慮している状況にあります。これは本町に限らず管内のほかの町村においても苦慮している状況でございます。数年前より一般事務職員だけではなく、一部ですけれども、専門職につきましても十勝町村会で募集を実施しているところでございます。ただ、この場合も各町村の募集人員に対して応募数に達していないといった状況も実際発生しているといったところがございます。また、ご質問のあった戦略的な報酬の引上げですとか職員の給与を全体的に底上げするためには、やはり全員の特別昇給をするですとか、そういった特別なことをしなければなりません。職員の昇給につきましては勤務成績に応じて決定されるものでありまして、それによらず全員を特別昇給させたりとか計画的に特別昇給をさせるということはできませんので、ご理解を願います。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 私は、先ほど答弁あったとおり、このラスパイレス指数が直接的に確かに影響を与えるかどうかというのは分かりませんが、有能な行政職員を確保するという上でも、そして新規採用の方も浦幌町でこの行政職という仕事をやりたいと思っていただくためにもやはりこの今のラスパイレス指数というのは私は改善していかなければいけないのではないかと考えております。そこで、先ほど話の中に特別昇給ということで出てきましたが、定期昇給ですとか昇格昇給、いわゆる役職が上がったときに上がる給料のほかに特別昇給ということで、当然人事評価を行った上で定期昇給のほかに特別昇給を実施している自治体もあると思いますけれども、この特別昇給については浦幌町は行っているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまのご質問でございますが、以前の一般質問においても答弁はしておりますが、本町では人事評価は行っているものの、その評価結果の活用につきましては具体的な取組は定めておらず、国からも早急に取り組むよう要請を受けていることから、取組が可能なところから順次実施方法を定めて進めることとしているものでございます。まずは、現在は適正な評価というものを行うことに重点を置いておりまして、次に勤務手当の成績率の反映、またその次に昇給についても検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 先ほども申し上げましたが、やはりラスパイレス指数が低いというところで日々の行政サービスが安定的に今現在行われているということは本当に感謝しているところでございますが、この点改善していただければと思いますし、先ほどの特別昇給、当然人事評価、能力評価ですとか業績評価を行った上でですけれども、特別昇給ということも

積極的に行っていただきたいと思います。

次に、専門職の求人募集についてお聞きをいたしますが、現在募集をしている専門職員の応募状況はどのような状況かお聞きしてよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 現在不足して募集している専門職の応募状況ということでございますが、現在随時募集という形で正職員3名、フルタイム会計年度職員1名、来年4月1日採用分でフルタイム会計年度職員2名を募集中でございます。随時募集に関しましてはこれまでも問合せをいただいたり、実際に応募があり、採用試験は実施しているものの、採用には至っていないという状況にあります。また、来年4月1日採用分につきましては15日の水曜日が締切りとなっております、現在のところは応募がないといった状況でございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今定例会で補正予算の中で専門職、介護職員の不足により外部サービス事業所へ委託する職員派遣に係る経費というものが上がってございました。専門職の中で職員が足りなくなった箇所にこのような派遣会社を通して職員を確保した際に安定的に職員は確保できるものなのか。派遣会社の都合で例えば派遣していただいた職員が急に来ただけなくなったりですとか、そういうリスクは存在しないのかちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 このたびの本定例会におきまして、ただいまのご質問はこれ養護老人ホームの関係だと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃった内容のとおり、外部の事業所のほうから専門職の方々が、本町の会計年度任用職員、フルタイム職員だったのですけれども、急遽退職してしまった状況の中で、こういった職員を確保するために随時募集をしているところが、総務課長の申し上げたとおり、なかなか応募が来ない状況で、そうなりますと安全対策等、やはり職員、これ専門職来ていただくために派遣の事業所のほうから職員を派遣していただくという方向で進めて、これ新たな取組として始めたわけなのですが、そのような形で現在11月の頭から登録者のそういった有資格者、これを確認させていただきながら進めているところなのですけれども、現在その会社におきましても我々求めている専門性のある有資格者の方がいらっしゃるということで、今現在様々な形で募集をかけておりますものですから、具体的にこれがどこの、いつまで派遣ができるものなのか、まずは職員としてこのまま引き続き浦幌町の職員に双方合意した中で雇用して長く勤めていただけるかどうかにつきましても現在まだ来ていない中では分からないところでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今介護職員を委託で派遣会社を通してというところで、詳細が決まっていな  
いというのは分かったのですが、今後この専門職が足りなくなった際に派遣会社を活用し  
て人材を確保するというのを、それを常時行っていくのか、これは緊急性があるので、  
派遣会社を活用するに至ったのか、これはどちらなのかお聞きしてよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 先ほど養護老人ホームの関係については保健福祉課長から説明させていた  
だいたのですが、今回につきましてもあくまでも4月時点で3月に退職した人間の採用が  
なかなかできなくて、随時募集していたのですが、この時期まで至ったということがあつ  
たものですから、これは致し方なくさせていただきました。今後についてはというご質問  
なのですが、やはりできれば随時募集とか定期的に来春からという募集を今続けておりま  
すが、この中できちんと採用していきたいと考えているところであります。

それから、先ほどからいろいろ職員の関係でご質問いただいているところなのですが、  
管内の副町長会議とか、それから総務課長会議の中でもいろいろ職員の採用に関しまし  
てはここ数年やはりどの町村もきちんと採用ができないというのか、採用されても途中で辞  
めてしまうという職員が多くなってきているというのが実態であります。先ほどから有能  
な職員の採用ということで議員のほうからもご質問がありましたが、今回もいろいろ募集  
を行った中で、面接を行った中でいきますと、確かに管内の帯広市近郊の町村に募集が集  
中しているという状況ではあります。本町に今回面接に来られた方々につきましても浦  
幌町のそれぞれの、第一次産業が非常に盛んであるということや、それからうらほろスタ  
イルの活動とか、それから子育て支援に力を入れているとか、そういったものに興味を持  
って、いろんな方が来られているということもご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今副町長からもご答弁あったとおり、恐らくどこの自治体もやはり人手不足  
というのは深刻な状態で、採用するというのも非常に難しいというのは本当に全国どこの  
自治体もそうなのであろうなと思っております。そこで、一般行政職及び専門職について  
も労働人口がどんどん、どんどん減っていく中で、ほかの自治体とどこか差別化をしないと  
地理的にもやはり人材を確保するというのは非常に浦幌町難しくなるのではない  
かなと私は思っています。ですので、ほかの自治体との差別化として、これ私が考えてい  
るのはほかの地方自治体の中でも行政職員の副業解禁ということで、副業を認める自治体  
も出てきております。十勝管内では今そのような自治体はないですけれども、採用募集の  
際にも私は副業ができることは一つのメリットであると考えています。当然行政事務に支  
障がない範囲でということになりますが、副業解禁、そのような差別化を図っていくべき

だと私は考えますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 先ほどお話をさせていただいた中で説明不足だったのですが、昨年から、昨年はちょっとできなかったのですが、今年の3月には十勝の町村会、全ての町村が合同の職員の募集に当たっての説明会を開催しています。これそれぞれ試験の内容説明させてもらったりとか、それぞれの町村から若手職員がそこに出向いて、自分の町のPRをしたり、それから動画を上映したりしまして、その中で浦幌町の魅力を発信しながら、実際浦幌町の説明に当たったとか浦幌町の動画を見て今回応募してきたという方々もいらっしゃいます。そういった中で、差別化というよりは管内の町村と連携を取りながら進めてまいりたいというのが現在の基本であります。

そして、先ほど副業の話、これに関しましてはいろいろ働き方改革などで取り組んでいる事例が民間などにもありますけれども、現時点では、先ほど議員がおっしゃったとおり、やはり仕事の公務の範囲の中で支障があるような形では絶対いけないと思いますし、特に若い職員に関しましてまず役場の仕事を、行政職をきちんと学んだ中で町民の方々のニーズに沿った行政を行っていかねばならないと考えておりますので、現時点ではそういった副業に関しましては検討できないと考えているところであります。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 分かりました。

それでは次に、各産業の人手不足に関してご質問させていただければと思います。就業チャレンジ事業というものを来年度から実行に移していくということで認識をしておりますが、まずこちらの就業チャレンジ事業、実施に至った経緯と事業の概要を説明していただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問でございますが、まず第4期まちづくり計画、これを策定する中で様々なことを考えた中にどの産業分野におきましても人材不足、これが大きな課題の一つとして捉えられました。また、一方地域おこし協力隊、本州のほうからほとんどいらっしゃるわけですが、またあと浦幌町にいらっしゃる様々な方とのディスカッションの中で大学に在学中の学生の方であったり、就業はしているのだけれども、就職、転職、それらを考えている人材の多くの中にはこれまでの経験とは別に一体自分はこういった職業に就いたほうが自分の人生にとって望ましいのか、そういった事柄について探求し、考えていらっしゃる方、そういった方が一定程度といますか、大多数そういった方がいらっしゃる、そういうようなお話を聞いたときに浦幌町においては人材を求める多種多様な事業があり、浦幌町、この場所をフィールドとして様々な職業を体験する中で将来なりわいとして何がしかの業態を探すきっかけとなって、結果的に浦幌町のいずれ

かの事業に就職するなり、貢献するなり、新規に創業するなりといったことに発展をしていけば浦幌町の人口の増加にもつながると、そのようなことからこの事業を提案し、この事業に取り組むこととなりました。この就業チャレンジ事業というのは各種産業の就業体験を提供するとともに、本町の生活体験ですとか本町の取組を知っていただいて、体験に応じて選択した業種、そこへの就業ありきということではなくて、その体験、浦幌町での暮らしを通して、きっかけとして興味を持った業種、こちらへの本格的な就業をもし仮に目指された場合には次のステップとして何がしかの研修プログラムを提供するなど、そういった支援へとつなげて、将来的に企業への就業、自らの起業、これまでもお話ありましたけれども、後継者がいないところへの事業承継ですとか、そういったものへとつながる人材を発掘する一つのきっかけとして始めていきたい、そういったことを目指している事業でございます。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 私もこの一般質問で人材不足、人手不足解消ということを取り上げて、本当に関心がありますし、町民の方からもよくご意見をいただく課題ですので、本当に非常にこの就業チャレンジ事業には期待をしているところでございますけれども、アンケート、先ほどの結果、ご答弁の中にあつた中で430事業者を対象にアンケート調査を実施して、68事業者から回答があり、23事業者から協力の意思表示が来ているということでありましたが、これ430事業者にアンケート送って、68事業者から回答があつたということで、私も聞いている中ではやはりこの就業チャレンジ事業というのを全然認知されていない方も多くいらっしゃるのですが、今後この周知というのはどのように行っていくのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まず、認知されていない方々への周知というよりは、今回アンケートにおいて協力の意思、これを示していただいた方、その方々への制度説明といたしますか、これからつくっていくわけですが、それに対してのヒアリングと併せて、そういった方々に対してより深く認識を持っていただくというところにまず重きを置きたいと考えています。その後、今回初めての試みとしてスタートする事業なわけですから、今後どのようにこの事業が展開していくか、そういったところは実際のところ未知数な状態であります。実際に応募がどれぐらい来るのか、どういった体験形態が望ましいのか、それは今後事業を展開する中で徐々に、徐々に改善を常にしながら事業体制を確立していくべきものと考えています。そういった状況を見ながら改めて今回回答いただいていた、そういった認識のなかった皆様に対しての改めて周知をしていかなければならないと考えておりますが、その方法につきましてもその状況に応じて検討して、適切な場面においてそういった活動を展開していきたいと考えています。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 まずは、今協力意思を示されている23事業者、しっかりとヒアリングをして

ということでしたが、来年度から実施するということでありましたが、この事業、就業チャレンジ事業を実施するに当たって、まずどれくらいの人数応募してこられる、この目標というものは今現在何名とかというのはございますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 先ほど申し上げましたとおり、何せ初めての試みというところで、先が見通せない部分はございます。ただ、そうはいいまして明確な根拠を持った目標というわけではないのですが、一応担当部門としましては農業、工業部門、こちらにおきましては年間20人、あと飲食、商業部門においては10人という、初期時点の目標でございますが、そういった人数の応募者が来ていただければいいかなと、そういった数字で設定をさせていただいております。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 就業チャレンジ事業についていろいろと事業者さんにご意見ですとかというのを聞いた際にやはり皆さんお答えするのが体験ということではなくて、本気で本当にこの事業に興味があつて、長期間来ていただける方に来てほしいという意見がございまして。体験でもいいとか短期間でもいいから来てほしいのだという事業者さんも当然いらっしゃると思いますが、やはり体験ではなくて、本気で自分たちのやっている仕事に興味を持っている人が来てほしいと思っている町民の方がいる中で、その点就業していただく期間ですとか、そういうものは事業者さん側が設定できるものなのかどうか、お聞きしてよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 長期間、本格的な意思、もしそれを持たれている方でありましたならば、恐らくは農業であればそういった農業の仕事のそちら側のサイトを集中的に調べられる方がいらっしゃるのではないかとまず考えます。この事業自体がまずは農業は分からないけれども、農業体験してみて、そこから農業に興味を持っていただいて、最終的には農業を長期的な視野としてやりたいと、そういった意思をつくり上げていければというような事業として考えています。また、期間的なものでございますが、それは今後のヒアリングですとか受入れ、相手方さんのご意向、そういったものはお伺いしますので、特に制限的なものは定めては今のところはいませんので、ご相談には乗れるかと思っております。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 この就業チャレンジ事業についてはそういう体験というところから先の研修というのはまた一歩先だというご認識だということは分かったのですが、事業者さんのご意見としては長期でという方がやはりいらっしゃる中で、私としては長期でということになりますと、宿泊施設といいますか、どこに寝泊まりするのだというところが事業者さん非常に苦慮されている点だとお聞きしまして、当然自分の家ということにもいかない。だ

から、結局雇用できないという方もいらっしゃるのです。そういう際に公営住宅の空き家等は今現在活用できるのかどうかお聞きしたいのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの議員の質問にお答えいたします。

本来公営住宅等は住宅に困窮する低所得者のための住宅でありまして、就業チャレンジにおける利用については困難であります。ただし、公営住宅等を有効利用する制度といたしまして町内の公営住宅等に一定程度の空き家があるなど諸条件はありますが、入居条件などについて地域の実情に応じた弾力的な活用が可能となる地域対応活用という制度はあります。この承認を得て、公営住宅等を目的外使用が可能という扱いで現在対応を行っているところであります。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 分かりました。

最後のICT、機械化、省力化についても1点お聞きをしたいのですが、事業所の人手不足については解決策として今就業チャレンジ事業で解決しようとしている人の確保、また機械化、ICT化での省力化及び効率化という方法も考えられます。その2点で解決できない場合は、もしくは事業の縮小とか廃業ということを考えなければいけなくなってしまう中で、今人手不足の人の確保という新しい事業を始めるという話をお聞きしましたけれども、この機械化ですとかICT化、そちらについても具体的な支援、補助ですとか、そういうものを考えていくべきだと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まず、機械化、ICTに関してのハード的なものとしてトラクター機械等々につきましては町長の答弁の中でもご説明させていただきましたが、国の補助事業、おおむね2分の1ですが、それを活用してまいりたい。町としては、それにつながるような目標設定でありますとか、アドバイスのものを関係団体と連携してこれまでも行っておりますし、今後につきましてもそれを継続してまいりたいと考えています。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 それでは、最後になりますけれども、行政職員も本当に今いる職員、有能な職員をしっかりと確保してほしいというのと新しい就業チャレンジ事業、本当に皆さん多分期待されていると思いますので、非常にいい制度設計になることを願って、一般質問終わらせていただきます。

○田村議長 これで沼尾昌也議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○田村議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、会議の再開は明日13日午前10時といたします。

散会 午後 5時00分